

第 11 章

電子報告システム「EEGS」の 利用方法と注意点



令和6年度から、定期報告書や中長期計画書の作成・提出は「EEGS」の使用が推奨されています。この章では、その利用方法を説明します。

EEGSとは？

EEGS（イーグス）

環境省が展開している電子報告システム。省エネ法・温対法・フロン法の各種書類の作成から提出までを一貫して行うことができる。

そのほか、システム上で、省庁側の審査、事業者側への修正依頼、再提出も可能。事業者側が入力した基本データは、消去しない限り保存される（翌年度にも使用できる）。

使用するために行うこと

「電子情報処理組織使用届出書」を管轄の経済産業局等に事前に提出する

EEGSでできること

省エネ法関連

定期報告書・中長期計画書の作成および提出
（資源エネルギー庁HPからダウンロードした他書式のアップロードも可能）

温対法関連

温対法報告書の作成および提出

EEGS利用開始時の手順

電子情報処理組織使用届出書の提出



アクセスキーの取得



ログインIDの取得



EEGSにログイン

電子情報処理組織使用届出書の提出

宛名は「〇〇経済産業局長」

作成担当者連絡先に記載された
情報が事業者基本情報、担当者
情報として登録される

様式第 43 (第 104 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用届出書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第 104 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 5 条の届出、第 7 条の申出、第 8 条第 5 項の申請、第 12 条の届出、第 13 条第 3 項の申請、第 15 条の届出、第 16 条の申出、第 17 条第 6 項の申請、第 22 条の届出、第 23 条第 10 項の申請、第 33 条の届出、第 34 条の申出、第 35 条第 1 項又は第 2 項の届出、第 36 条の報告、第 40 条の届出、第 42 条の申出、第 44 条第 1 項の申請、第 47 条の申請、第 49 条第 1 項の申請、第 50 条第 2 項の届出、第 52 条の報告、第 57 条の報告、第 75 条の届出、第 77 条の申出、第 78 条第 1 項又は第 2 項の届出、第 79 条の報告、第 82 条第 1 項の申請、第 85 条の申請、第 87 条第 1 項の申請、第 88 条第 2 項の届出又は第 90 条の報告に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定排出者番号	
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	
特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号	
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統 括貨客輸送事業者指定番号	
所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メ ー ル ア ド レ ス	

備考 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
2 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号の欄並びに特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
3 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大

利用登録の必須項目

- 法人番号
- 特定排出者コード(番号)

ID発行、ワンタイムURL付き
メール(パスワード忘れ時)の
送信先となる

アクセスキーの取得

事業者が届出書を提出した後…

各経済産業局にて以下の手続きが進められる。

- e-GovID、パスワードの発行
- EEGSのアクセスキー発行
- アクセスキー等の発行通知書を発送

※EEGSのアクセスキーは、EEGSの利用IDとは別物
アクセスキーでのログインはできないため注意！

アクセスキー等の発行通知書

(例)

20240000〇〇第〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 殿

〇〇経済産業局長

電子情報処理組織使用に係る識別符号及び暗証符号の付与について

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第104条第2項の規定に基づき、下記のとおり識別符号及び暗証符号を付与したので通知します。

アクセスキーが記載される部分

1. e-Gov電子申請システム
識別符号 (ID): e-govID (数字)
暗証符号 (パスワード): e-gov パスワード

2. 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS)
利用申請確認画面:
<https://eegs.env.go.jp/eegs-request/application/>
識別符号 (アクセスキー): **アクセスキー(数字、アルファベット、記号)**

➤ 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの操作方法についてはこちらをご参照ください。
https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/system/eegs/manual_00_rev.pdf#page=23

ログインIDの取得

EEGSホームページの画面

The screenshot shows the EECS homepage with several annotations:

- A blue arrow points from the homepage to the 'Step 2' box.
- A pink box highlights the '特定排出者コード検索' (Search for Specified Discharge Code) link in the '算定・報告' (Calculation and Reporting) menu.
- A pink arrow points from the highlighted link to the '検索' (Search) label.
- A blue arrow points from the '検索' label to the '利用申請確認' (Utilization Application Confirmation) box.

ステップ2. 発行されたアクセスキーを入力し、EEGSのログインIDを発行する

制度所管省庁より郵送されたアクセスキーを入力して、EEGSのログインIDを発行してください。

アクセスキーを入力する

※届出書を提出したかどうか分からない場合、アクセスキーを忘れた場合は、届出書を提出した省庁に連絡してください。

クリック

利用申請確認

* は必須項目です。

アクセス情報の入力

* アクセスキー

<半角英数記号10文字まで>

* 特定排出者コード／特定漏えい者コード

<半角数字9文字まで>

アクセスキーと特定排出者コード／特定漏えい者コードを入力して「利用申請画面へ」ボタンを押してください。

利用申請画面へ

クリック

ログインIDの利用申請

西工不法・盗対策・フロン法電子報告システム

利用申請(ワンタイムURL)

アクセスキー
* は必須項目です。

事業者情報

西工不法 ☒ 盗対策 ☐ フロン法 ☐

西工不法
事業分野 ☒ 工場等 ☐ 店主 ☐ 輸送事業者
指定区分 工場等 特定事業者

事業者情報

特定届出番号コード/特定届出番号コード

特定事業者番号/特定活動化事業者番号
※ 西工不法(特定事業者・特定活動化事業者)のみ

法人番号

事業者名 事業者1 特定事業者

* 事業者名(ふりがな) じばうしゃざいちとくいていぎばうしゃ

* 郵便番号 110-0005 郵便番号から住所を推定 郵便番号がわからない場合はこちら

* 都道府県 東京都

* 住所

* 住所(ふりがな) とうきょうとたいとうくうえの

担当者情報

* 部署/役職名 企画推進部 企画課

担当者名

担当者名(ふりがな)

* 電話番号

FAX番号

メールアドレス

GビジネスID

* パスワード

* パスワード(確認用)

申請実行

パスワードには、英大文字、英小文字、数字、記号の4種類を含む8桁以上の文字列を設定してください。

入力後、クリックします。

利用申請画面で必要な情報を入力する。
*は入力必須項目

パスワードは事業者側で任意の文字列を設定する。

「申請実行」をクリックする。

EEGSからワンタイムURL付きメールが送信される。

EEGSにログインする

ワンタイムURL付きメールのURLに
アクセスする。

設定したパスワードを入力する。

EEGSからログインID発行メールが
送信される。

EEGSにログインする(ログインIDを持っている方)

ご自身がEEGSで発行したログインID、または、ご自身が所属する団体の事務局が発行したログインIDでEEGSにログインしてください。

EEGSへログインをする

クリック

The screenshot shows the EECS login interface. At the top, logos for the Ministry of Natural Resources and Energy, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, and Ministry of the Environment are displayed. The main heading is '省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EECS)'. Below this, the section 'EECSへログインをする' explains the system's purpose. The login form includes fields for 'ログインID' (masked with asterisks) and 'パスワード' (masked with asterisks). A link 'パスワードを忘れた方はこちら' is provided. A checkbox with a red checkmark indicates '私はロボットではありません' (I am not a robot), with a reCAPTCHA logo and links for 'プライバシー・利用規約'. A blue 'ログイン' button is present, with an orange arrow pointing to it and the text 'クリック' (Click). Below the button is a link 'GビスIDでログイン'. On the right side of the login form, there is a 'オートバイ' (Motorcycle) CAPTCHA image grid. An orange arrow points to this grid with the text 'クリック' (Click). At the bottom right of the CAPTCHA grid is a 'スキップ' (Skip) button.

EEGSのホーム画面

The screenshot shows the EEGS home page interface. On the left is a blue sidebar with a list of navigation items. On the right is the main content area with various links and information. Four yellow callout boxes with red borders point to specific items in the sidebar:

- ① 事業者の基本情報等を入力** (Enter basic information of the business, etc.): Points to the 'ホーム' (Home) item.
- ② エネルギー使用量を入力** (Enter energy usage): Points to the 'エネルギー使用量の入力' (Energy usage input) item.
- ③ 各種報告書の作成に必要な情報を入力** (Enter information necessary for creating various reports): Points to the 'その他：報告書情報の入力' (Other: Input of report information) item.
- ④ 各種報告書の電子提出** (Electronic submission of various reports): Points to the '報告書の提出' (Submission of reports) item.

The sidebar items are:

- ホーム
- エネルギー使用量の入力
- その他：報告書情報の入力
- 定期報告書の入力
- 中長期計画書の入力
- 報告書の入力
- 報告書の提出
- 外部システム等との連携
- 管理機能

The main content area includes:

- お知らせ (Notice)
- システム操作に関するお問い合わせ (Inquiry about system operation)
- システムヘルプデスク (System help desk)
- お問い合わせフォーム (Inquiry form)
- システム操作マニュアル (System operation manual)
- 制度に関するお問い合わせ (Inquiry about regulations)
- 省エネ法（工場・荷主） (Energy saving law (factory/shipper))
- 省エネ法（貨物・旅客・航空） (Energy saving law (cargo/passenger/aviation))
- 温対法 (Temperature/pressure law)
- ※「エネルギー起源CO₂」の報告は、省エネ法に基づいて行われます。 ※「エネルギー起源CO₂」以外の報告は、省エネ法に基づいて行われます。
- 報告様式・制度マニュアル等へのリンク (Link to report formats, system manuals, etc.)
- 電子報告システムポータルサイト (Electronic reporting system portal site)

はじめてEEGSを使うときの基本的な流れ

管理機能

- ① 事業者情報を入力する
特定事業者全体としての情報を入力する。

クリック



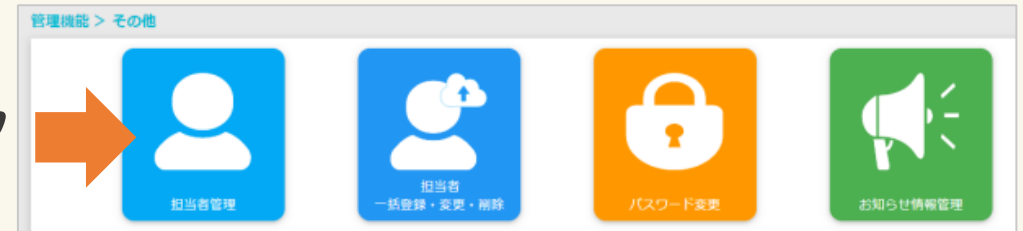
- ② 事業所情報を入力する
工場、事務所等の情報を入力する。

クリック



- ③ 担当者情報を編集する
担当者情報を追加・編集する。

クリック



はじめてEEGSを使うときの基本的な流れ

 エネルギー使用量の入力

④ エネルギー使用量を入力する

クリック



 定期報告書の入力

 中長期計画書の入力

⑤ 定期報告書等を作成する



はじめてEEGSを使うときの基本的な流れ

報告書の提出

⑥ 定期報告書等を提出する

報告書（届出書等）一覧画面

届出年度	報告書	ステータス	登録日時	最終更新日時	操作
2022	漏対法報告書（様式第1、様式第2）	一時保存データなし			
2022	省工不法定期報告書（工場等）	一時保存データあり	2021/10/19 16:12	2021/10/19 16:12	      
2022	省工不法特定事業者（特定運搬化事業者）指定取消申出書	一時保存データなし			
2022	省工不法指定工場等指定取消申出書	一時保存データなし			



入力チェック



提出（送信）

報告書の提出



クリック

	編集・詳細アイコン	表示されている行の内容の編集を行います。 表示されている行の詳細画面に遷移します。
	削除アイコン	表示されている行の削除、報告書が不要の場合の削除を行います。
	PDF 出力アイコン	受領書等の PDF 出力を行います。
	提出アイコン	報告書の提出を行います。
	入力チェックアイコン	報告書の入力チェックを行います。
	取り下げ依頼アイコン	報告書の取り下げ依頼を行います。
	取り下げ依頼解除 アイコン	報告書の取り下げ依頼の解除を行います。

よくある操作ミス

① 「入力内容の保存」を押さずに閉じる



入力画面右上の「入力内容を保存」をクリックしなければ、データが保存されません。

② 送信ボタンをクリックしていない

登録日時	最終更新日時	操作
		提出先
		  
2021/10/19 16:12	2021/10/19 16:12	  
		  

クリック忘れに注意!

提出アイコンをクリックしなければ、提出が完了しません。

その他操作方法等について

EEGSにログインする(ログインIDを持っている方)

ご自身がEEGSで発行したログインID、または、ご自身が所属する団体の事務局が発行したログインIDでEEGSにログインしてください。

EEGSへログインをする



※ログインIDを忘れた場合、アカウントがロックされた場合は、ご自身が所属する団体の事務局に連絡してください。事務局の方がログインIDを忘れた場合、アカウントがロックされた場合は、届出書を提出した省庁に連絡してください。事務局の方の操作方法是、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)マニュアル」をご参照ください。

※パスワードを忘れた場合、パスワードの有効期限が切れた場合は、ご自身で再発行してください。

▶ 省エネ法・温対法・フロン法
電子報告システム(EEGS)マニュアル

電子報告システム全般（操作方法等）については以下の窓口までご連絡ください。

E-Mail: g-ees-support@sec.co.jp

電話番号：03-4446-6054

※お問い合わせはできるだけメールをお願いします。

ご視聴ありがとうございました

NEXT ▶ 第 12 章

参考資料とお問い合わせ先